

竹内工業団地の分譲（長期貸付）に関する取扱いについて

第1 目的

竹内工業団地については、昭和61年度から分譲を開始し未分譲用地も少なくなってきた中、購入又は借受（以下「購入等」という。）を希望する企業は増加傾向にあり、同一区画を複数の企業が希望する場合も出てきている。

今後、売却又は貸付先（以下「売却先等」という。）の決定に当たり公平性を確保するため、購入等の希望が競合した場合の取扱いを定める。

第2 購入等希望情報の公開

土地の購入等について希望又は検討する企業に対し、購入等事前申込書（以下「事前申込書」という。）の提出を求めるものとし、事前申込書が提出された区画については、企業情報を伏して「交渉中」である旨を企業局のホームページで公開し、任意で交渉中の企業に対しても情報提供を行う。

第3 購入等申込書の提出依頼

一つの企業から事前申込書の提出があった日から2週間以内に、同一区画にそれ以外の企業から事前申込書を提出があった場合は、すべての企業に対し事前申込書の提出期限から1ヶ月を期限として事業計画書が添付された購入等申込書の提出を求める。

上記の提出期限までに購入等申込書の提出がなかった企業については、購入等の意思がないものとみなす。

第4 売却先等の決定

第3により複数の企業から購入等申込書の提出があった場合は、別途定める「竹内団地誘致企業審査基準」に基づき審査した上で「竹内団地企業誘致推進会議」において売却先等を決定する。

上記の決定については、購入等申込書の提出があった企業に対し通知するとともに、企業局のホームページで公開する。

第5 実効性の確保

土地売買契約又は事業用定期借地権設定契約にあたっては、事業計画書に基づく実効性を担保するため、違約金を請求できる規定を設けるものとする。

第6 附則

この取扱いは、平成28年度に契約を締結するものから適用する。ただし、平成27年度以前に土地購入等申込書が提出された場合は、この限りでない。

【参考】手続きの流れ

